

消 臭 剤 仕 様 書

(財)福島県下水道公社 県中浄化センター

1 品 名 消臭剤(添加用)溶融炉停止時

2 添加概要

- (1) 消臭剤を添加する汚泥は、重力濃縮タンク(生汚泥+余剰汚泥)引抜き汚泥とする。
- (2) 注入方法は、重力濃縮タンクから汚泥引抜き時に連動する注入ポンプにより引抜き量に比例注入する。
- (3) 添加状況は別図のとおりである。

3 納入薬品の条件

- (1) 汚泥脱水機棟の汚泥貯留槽、及び脱水機室において消臭効果が認められるもの。
- (2) 注入率は引抜き供給汚泥量(重力濃縮汚泥+機械濃縮汚泥)に対して、汚泥温度が高温(約30℃)となる夏季は600ppm(v/v)以下、汚泥温度が中温(約15℃)となる春季、秋季、冬季は300ppm(v/v)以下であること。
- (3) 消臭剤(添加用)溶融炉停止時 机上試験方法(別紙)による消臭効果の確認
 - 15 静置保管の場合
添加率300ppm(v/v)のとき、24時間後のポリ容器空隙のガス濃度が、硫化水素10ppm以下、メチルメルカプタン5ppm以下であること。
 - 30 静置保管の場合
添加率600ppm(v/v)のとき、24時間後のポリ容器空隙のガス濃度が、硫化水素10ppm以下、メチルメルカプタン5ppm以下であること。
- (4) 実機での消臭効果は、(2)の注入率においてスクリーブレス引抜きダクトで硫化水素濃度が10ppm以下、且つメチルメルカプタン濃度が5ppm以下となるような消臭効果があるもの。
- (5) 成分は金属系も可であり、腐食性・有害性のない液体であること。ただし、溶融炉稼働時の消臭剤より持続性があるもの。
- (6) 消臭剤は、県中浄化センターで運転しているベルトプレス脱水機、スクリーブレス脱水機の脱水工程に悪影響のないもの。
- (7) 消臭剤を含む汚泥の脱水分離液は、再度水処理系に返流されるので水処理に悪影響を及ぼさないもの。
- (8) 場外施設におけるセメント化、焼却、埋立処分等において消臭剤に起因する有害物質発生のないもの。

4 購入予定数量

- (1) 年間購入予定数量 16,900リットル
- (2) 1回の購入予定数量 1,000リットル

5 納入場所

〒963 - 0531 福島県郡山市日和田町高倉字追越89番地
024 - 958 - 5095
県中浄化センター 重力濃縮タンク地下管廊

6 納入方法

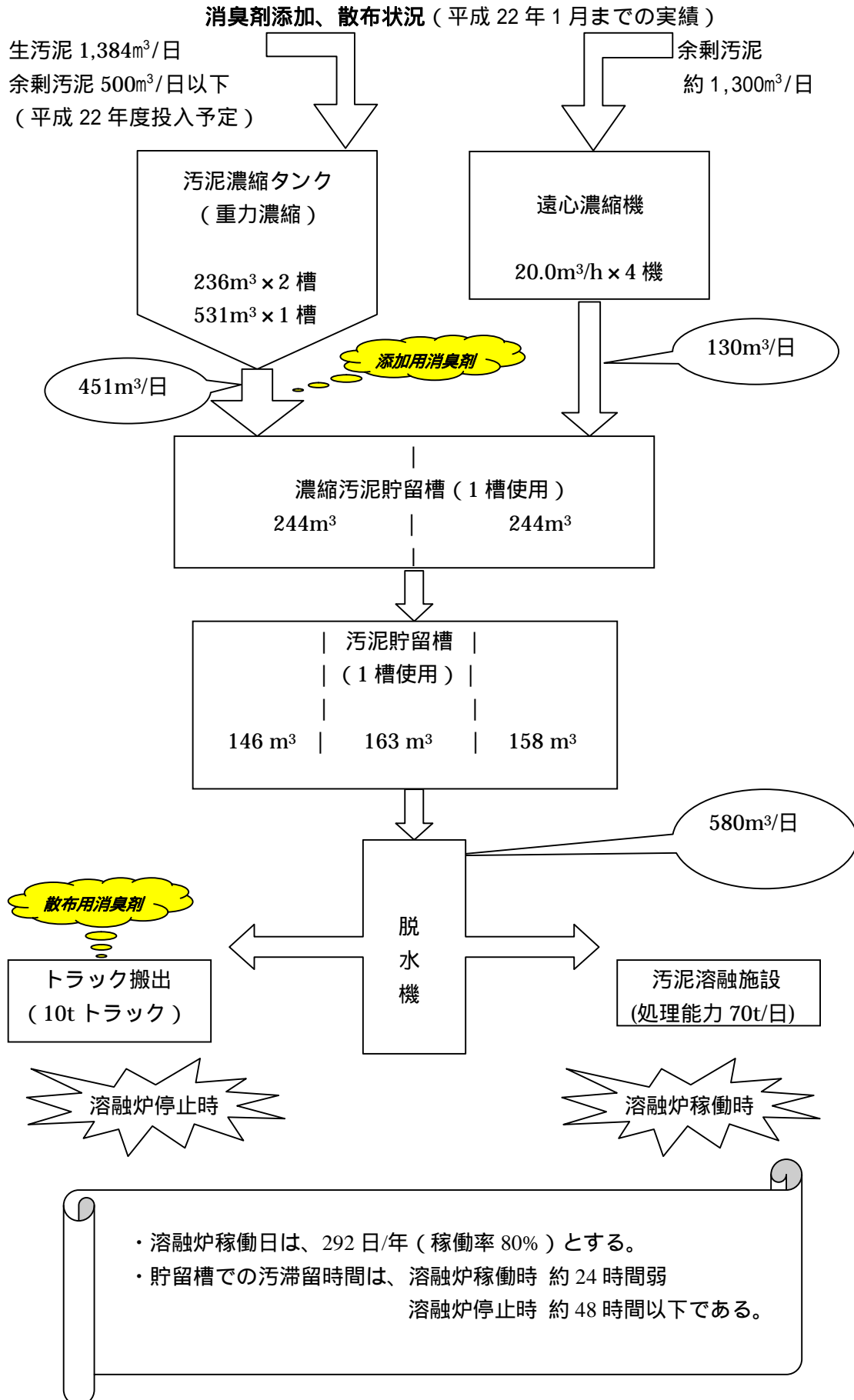
- (1) 納入は県中浄化センターで指定する日とすること。ただし、土・日・祝祭日、及び年末年始等の場合は協議による。
- (2) 納入時間は原則として8時30分から17時00分までとする。
- (3) 管理棟事務室で納入に関する指示に従うこと。
- (4) 契約期間内は重力濃縮棟に薬液タンク(1m³×2)、注入装置、納入時の配管類(ポンプ等)を設置すること。
- (5) 荷姿はローリーかコンテナとし、指定する場所に納入すること。

7 消臭効果の確認

- (1) 契約後ただちに、消臭剤(添加用)机上試験及び実機での消臭効果確認を行い、報告書を提出すること。
- (2) 契約期間において、必要に応じて消臭剤(添加用)机上試験及び実機での消臭効果確認を行い、報告書を提出すること。
- (3) (1)(2)に関する費用は乙が負担するものとする。なお、契約単価での品番変更もあり得る。
- (4) 消臭剤のMSDSは全て提出すること。

8 品質保証、事故等の対応

- (1) 当社は、納入薬品が「3 納入薬品の条件」に適合しないと判断した場合には、納入業者に対して、納入業者の負担と責任で、本仕様書に適合する薬品に交換することを命ずることができる。
- (2) 納入業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標件その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うこと。



消臭剤（添加用）溶融炉停止時 机上試験方法

- 1 . 2 L のポリ容器に重力濃縮汚泥を 900mL 採取し、重力汚泥 + 機械濃縮汚泥の添加率が 0、300、600、900ppm (v/v) になるように 100 倍希釈の消臭剤をそれぞれの添加率になるように添加し、密栓し 1 分間激しく攪拌する。
- 2 . 1 のポリ容器に機械濃縮汚泥を 260mL 加え、密栓し 1 分間激しく攪拌する。
- 3 . 2 のポリ容器の蓋を細孔付きに替え 15、30 にて静置保管する。
- 4 . 24 時間及び 48 時間後、3 のポリ容器の空隙のガス濃度 (硫化水素とメチルメルカプタン) を、緩やかに汚泥を攪拌した後、細孔から直接採取し検知管で測定する。